

座間味村景観計画（素案）について

景観形成
の将来像

豊かな地域資源が永遠にまもられ、
人と自然環境が共生する景観むらづくり



景観形成
に関する
全体方針

- 1) まもる ①自然景観、歴史文化景観をまもる
 ②眺望点をまもる
- 2) そだてる ①もてなしの景観をそだてる
 ②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる
- 3) おさめる ①おさめる景観づくり

**景観計画
区域の設定**

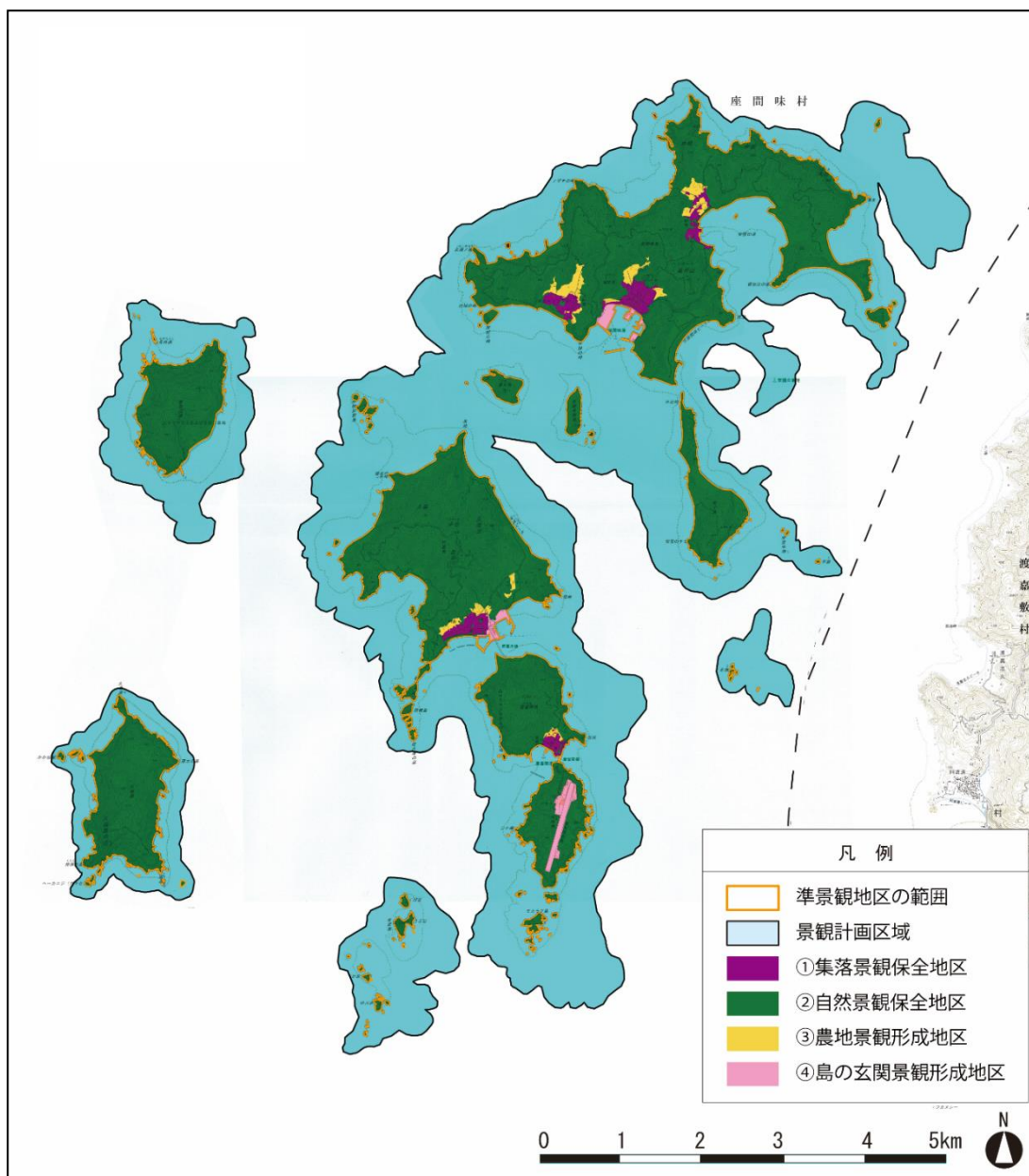
本村においては、島々及びその周辺海域で見られる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園区域を含む範囲とします。

**準景観地区
区域の設定**

景観計画区域のうち、リーフを除く陸域の全ての区域を準景観地区の範囲とします。

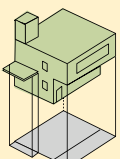

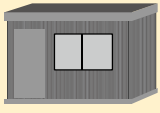

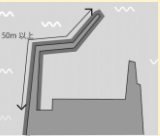
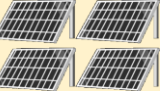

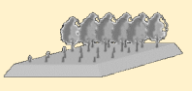

**地区区分と
地区別方針**

将来像の実現に向け、土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の5地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成に関する基本方針を定めました。

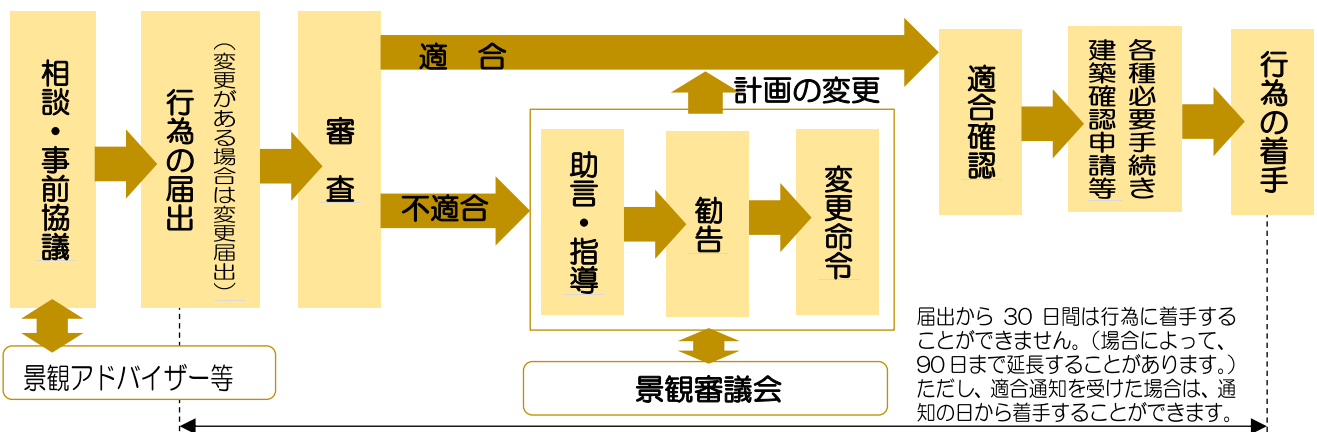


地区区分	地区の範囲
①集落景観保全地区	○陸域で下記の②～④に該当しない区域 ○主に自然公園法において普通地域に指定されている区域 ○主に土地利用に関する法的規制がなされていない区域
②自然景観保全地区	○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域 ○森林法に基づき保安林に指定されている区域 ○その他、主に自然的土地利用がなされている区域
③農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区として指定されている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域
④島の玄関景観形成地区	○港湾、漁港及び空港の区域
⑤海域景観地区	○自然公園法において海域公園に指定されている区域 ○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲

■届出の対象となる行為（届出対象行為）

対象となる行為	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○建築面積が 10 m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの  建築面積
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○高さが 3.0m を超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが 13m を超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが 1.5m を超えるもの ○上記以外の工作物で高さが 10m を超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が 50m を超えるもの又は高さが 2.0m を超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの ○太陽光パネル面積の合計が 50 m ² を超えるもの     
※1：特定届出対象行為⇒景観法第 17 条第 1 項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）	
3) 開発行為	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0m を超えるのり面が生じるもの 
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0m を超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く 
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが 3.0m 以上若しくは土地の面積が 300 m ² 以上で、堆積の期間が 90 日以上のもの 
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

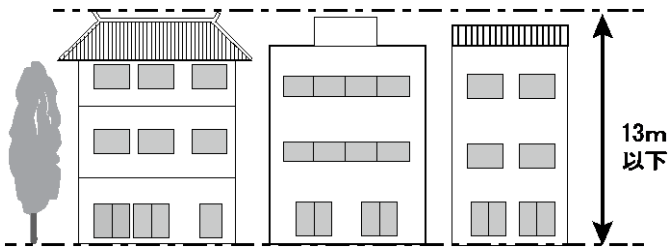
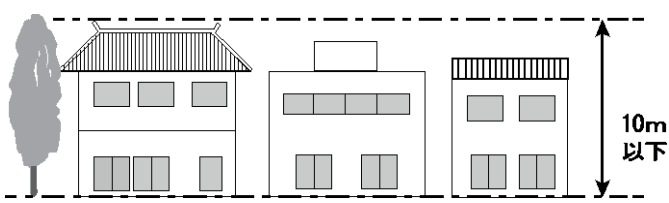
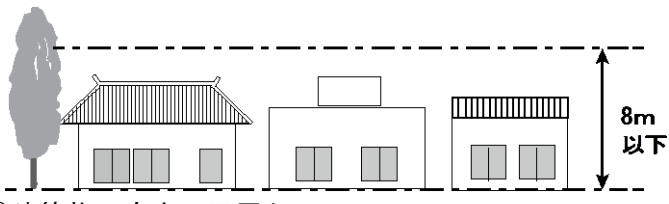
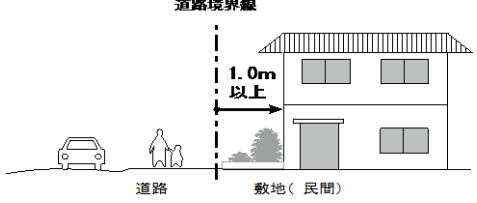
■手続きの流れ



座間味村の良好な景観をまもる・そだてる・おさめるために景観形成の基準（素案）を検討しました。下記にその一部を紹介します。

■景観形成の基準（案）


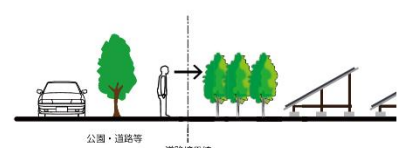

（1）建築物

1) 高さ・配置	
全地区共通	<p>①建築物の高さは緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮すること。</p> <p>②建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>③建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>④太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</p>
集落景観保全地区	<div style="text-align: center;">  <p>13m 以下</p> </div> <p>⑤座間味区及び阿嘉区の建築物の高さ：3階以下かつ13m以下</p> <div style="text-align: center;">  <p>10m 以下</p> </div> <p>⑥阿真区、阿佐区及び慶留間区の建築物の高さ：2階以下かつ10m以下</p> <p>⑦建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。</p> <p>⑧建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。</p>
自然景観保全地区農地 景観形成地区 島の玄関景観形成地区	<div style="text-align: center;">  <p>8m 以下</p> </div> <p>⑧建築物の高さ：平屋かつ8m以下</p>
集落景観保全地区	<p>⑨建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から1.0m以上後退させること。但し、狭小な敷地に住宅の建設を行う場合にはその限りではない。</p> <div style="text-align: center;">  <p>道路境界線</p> <p>1.0m 以上</p> <p>道路</p> <p>敷地（民間）</p> </div>
集落景観保全地区 自然景観保全地区 農地景観形成地区	<p>⑩地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。</p> <p>⑪海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p>

2) 形態・意匠・色彩	
全地区共通	①周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。
集落景観保全地区 島の玄関景観形成地	②建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとすることが望ましい。 
集落景観保全地区 農地景観形成地区	③建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 
自然景観保全地区	④建築物の屋根等は、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 
集落景観保全地区	⑤建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。  ※実際の色彩とは異なります。
	⑥店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色とし、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。
自然景観保全地区 農地景観形成地区	⑦建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。
島の玄関景観形成地区	⑧建築物の外壁等に用いる色彩は、周辺の集落景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩や、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
島の玄関景観形成地区	⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないこと。 ⑩屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うこと。
3) 敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	
集落景観保全地区	①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。 ②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。 ③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.2m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 

4) 敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	
自然景観保全地区	①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。 ②敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面から1.2m以下とする。
島の玄関景観形成地区	③敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑えること。
5) その他	
全地区共通	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 ②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。

(2) 工作物

1) 高さ・配置	
全地区共通	①工作物の高さは13m以下とする。しかし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 ②工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑤工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑥太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	 
2) 形態・意匠・色彩	
全地区共通	①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ②垣・柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。 ③携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。 ④周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。 ⑤工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。
	

3) 緑化等

全地区共通

- ①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。
- ②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。
- ③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。

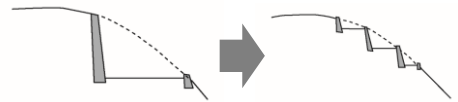


(3) 開発行為

1) 地形、擁壁・のり面

全地区共通

- ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。
- ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。
- ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。



2) 緑化

全地区共通

- ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。



(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

1) 採取・採掘方法等、変更後の措置

全地区共通

- ①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。
- ②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。



2) 地形、擁壁・のり面

全地区共通

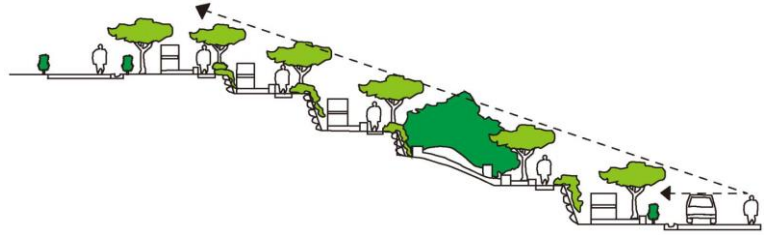
- ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。
- ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。
- ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。



3) 緑化

全地区共通

- ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。
- ②墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。



(5) 木竹の伐採

1) 伐採方法等、伐採後の措置

全地区共通

- ①伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないように、植栽等で遮へいすること。
- ②植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。

グリーンベルト等

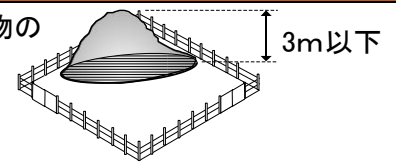


(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

1) 高さ・位置・遮へい

全地区共通

- ①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること (3.0m以下)。



2) 堆積の方法

全地区共通

- ①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。

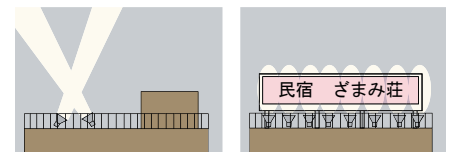


(7) 特定照明

1) 照明の方法

全地区共通

- ①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮すること。
- ②過度な明滅 (めいめつ) を避けること。



避けるべき例

※座間味村では赤瓦葺き、生垣、石垣について、費用の一部を助成する制度を検討しています。

お問い合わせ先：座間味村役場 産業振興課 (担当：千國) 電話：987-2312